

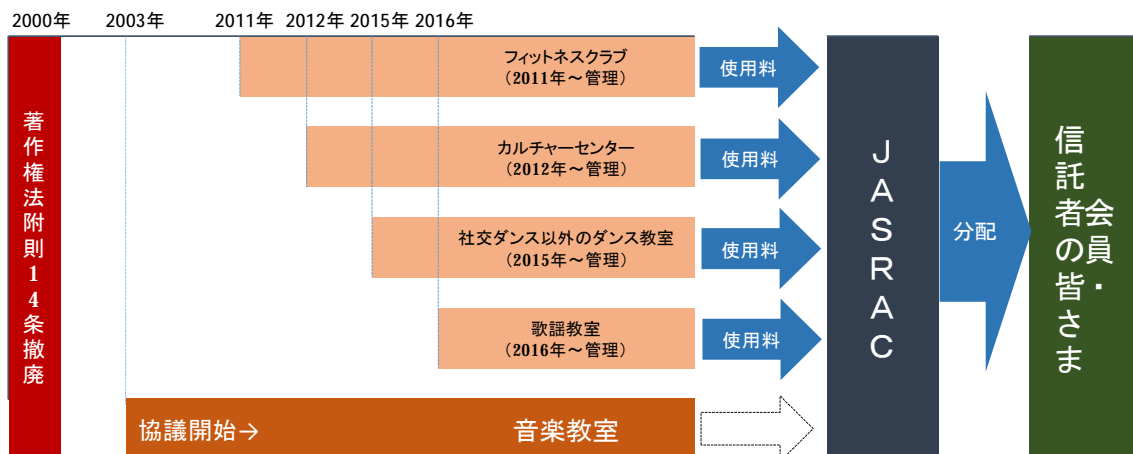
これまでの経緯等

1 提訴前の経緯

音楽教室における音楽著作物の演奏等については、録音物の再生演奏に対する権利制限を定めていた著作権法附則14条の撤廃（2000年）を受けて、2003年から最大手の財団法人ヤマハ音楽振興会（当時）その他音楽教室を運営する楽器メーカーに利用許諾手続きを求めてきましたが、合意を得られない状況が続いていました（詳しくは本件「Q&A」のA2をご参照ください）。その後、2017年に音楽教室事業者で構成される「音楽教育を守る会」が設立され、同会との間で協議を行ってまいりましたが、管理開始に対する理解は得られませんでした。なお、この間、カルチャーセンターなど類似の利用分野に関しては、それぞれ合意が形成されています（下図参照）。

JASRACは多くの創作者・音楽出版社からお預かりした著作権を管理する責務を負っており、許諾手続きが先行している他の分野（下図参照）の事業者の方々との公平性の観点からも、この状況を放置することはできないと判断し、2017年6月7日、音楽教室での演奏等に関する使用料規程を文化庁長官に届け出ました。

同月、音楽教室事業者がJASRACを被告とし、音楽教室での音楽著作物の演奏利用について、JASRACが請求権を有しない（著作権が及ばない）ことを確認するために提起したのが今回の訴訟です。



2 提訴後の経緯

提訴後の経過は次のとおりです。

2017年6月20日	音楽教室事業者が東京地方裁判所に提訴
2017年9月6日	第1回口頭弁論（公開） 理事長浅石道夫の意見陳述 （既報：2017年9月6日）
2017年10月から 2019年11月まで	弁論準備手続（非公開）計12回 争点・証拠の整理
2019年7月9日	第2回口頭弁論（公開） 会長いではなく他の証人尋問
2019年12月13日	第3回口頭弁論（公開） 審理終結
2020年2月28日	判決言渡し（公開）

3 実態調査について

2019年7月に一部メディアで報道された「実態調査」は、これまでの訴訟においてその適法性・必要性が認められています。特に、演奏権侵害については、「その調査は、現場で実態を把握する以外に権利侵害の方法、態様及び量を正確かつ客観的に把握する方法はないから、調査員が店舗に客として入店し、演奏実態を記録することが不可欠である。」と判断（デザフィナード和歌山事件第一審判決・確定）されています。今回の訴訟でも、この実態調査の結果は証拠として採用されています。